

※こちらは記入の一例です。記入されている人物は架空のものです。

## 公正証書遺言 参考一例

平成〇〇年第〇〇号

### 遺言公正証書

本公証人は、遺言者 福井 裕也の囁託により、証人 鈴木 大地、同 田沼 修二の立会いのもとに、下記のとおり遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、その所有する下記土地及び建物並びに同建物内にある家具動産一式を、妻 福井 夕子に相続させる。

記

- (1) 東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇  
宅地 222.50 平方メートル  
(2) 同所同番地所在  
木造二階建居宅一棟 100.23 平方メートル

第2条 遺言者は、長男 甲野 一郎に下記財産を相続させる。

記

- (1) リガーズ銀行〇〇支店の定期預金(証書番号 12-34567) 全部  
(2) 〇〇カントリークラブの会員権

遺留分(一定の相続人(息子や娘等)が最低限相続出来る財産)を考慮してください。  
あとで減殺請求を受ける可能性があります。

第3条 遺言者は、以上を除く残余の遺産はすべて妻 福井 夕子に相続させる。

ただし、遺言者の葬儀及び四十九日法要までの法要に関して支出する一切の諸費用はこれらの中から支払うこと。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男 福井 裕貴を指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

遺言執行者は、この遺言を執行するため、預金の解約、払戻、名義書換請求をする権限及びその他この遺言執行のために必要な一切の権限を有する。

住所 東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇

職業 行政書士 鈴木 大地

遺言執行者を定めていた方が安心です。  
遺言執行者とは、遺言の内容を実現する為に必要な行為や手続をする方のことをいいます。  
相続手続きは、複雑で煩雑な手続きがたくさんあります。  
遺言執行者が指定されている場合、相続人は財産の処分やその他の遺言執行の妨害となる行為をすることが出来なくなります。  
遺言執行者は、遺言書でのみ指定することが出来ます。  
なお、認知や相続の排除・取消しにおいては、必ず遺言執行者が必要です。  
遺言執行者が選任されていない場合、相続人の誰かが代表者となって手続きを進めることになりますが、煩雑な手続きの負担を強いることになり、他の相続人からごまかされているような疑惑を受ける可能性もあります。  
弁護士や行政書士などの専門家に就任してもらいましょう。

#### 本旨外要件

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇

職業 無職

遺言者 福井 裕也

大正 12 年 6 月 15 日生

遺言者については、当公証人はその氏名を知らず、

また面識がないから、適法な印鑑証明書を差出させてその人違いでないことを証明させた。

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇

職業 行政書士

証人 鈴木 大地

昭和 45 年 8 月 14 日生

公正証書遺言においては、証人 2 名を立てください。  
相続人や受遺者及びその配偶者など利害関係のある人は証人になれません。  
証人 2 名と公証人の最低でも 3 名には内容が知られます。  
万が一、遺言内容が相続人に知られてしまったら、トラブルの原因になりかねませんので、  
公正証書遺言においては、自筆証書遺言と異なり、  
遺言の秘密保持が重要となります。  
よって、証人となる者については、法律で守秘義務が課せられている法律家である、  
弁護士・司法書士・行政書士などに依頼するのが一番安心です。

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇

職業 行政書士事務所補助者

証人 田沼 修二

昭和 55 年 5 月 21 日生

以上の証書を遺言者および証人に読み聞かせたところ、

各自筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

但し、遺言者は病気のため署名できないので、本職が代署し、遺言者に押印させる。

遺言者 福井 裕也 印

証人 鈴木 大地 印

証人 田沼 修二 印

この証書は、民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号により作成し、同条第 5 号にもとづき、  
次に署名押印する。

平成〇〇年〇月〇日

本公証人役場において

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇

〇〇〇法務局所属

公証人 □ □ □ □ 印